

働き方改革関連法等の解説及び勤務間インターバル制度 導入セミナーの開催について

神 奈 川 労 働 局
(公社) 全国労働基準関係団体連合会神奈川県支部
(公社) 神奈川労務安全衛生協会

働き方改革関連法が平成30年7月6日に公布され、働き方改革を推進するため長時間労働の是正、労働者の健康確保措置の強化など各事業場において取り組むべき内容が示されたところです。本セミナーにおいては、神奈川労働局の担当官から改正された政省令、告示、指針等において定められた重要なルールや留意すべき内容について、解説いたします。

また、労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバル制度の導入が企業の努力義務となりました。勤務間インターバル制度とは何か、制度導入のメリット、導入する上での課題、助成金制度等について解説するセミナーを厚生労働省の委託事業により併せて開催いたします。

各事業場において働き方改革を推進するため、是非ご参加ください。

記

- 1 日 時 第1回 2019年1月30日(水) 13:30~16:30 (受付 13:00~)
第2回 2019年2月22日(金) 13:30~16:30 (受付 13:00~)
※両日とも同じ内容です。いずれかの日をお選び下さい。
- 2 会 場 (公社) 神奈川労務安全衛生協会
横浜市中区相生町3-63 (JR関内駅下車北口より本町方面へ徒歩5分)
ヤオマサビル
- 3 定 員 1月30日(水) 80名、2月22日(金) 60名 ※定員になり次第締め切らせて頂きます。
- 4 対 象 者 経営者、管理者、人事・総務・労務担当者など
- 5 参 加 費 無 料
- 6 講 演 内 容 (1) 働き方改革関連法等(労働時間法制の見直し等)について
講師 神奈川労働局 担当官
(2) 勤務間インターバル制度の導入等について
講師 社会保険労務士 片寄 茂夫氏(元横浜南労働基準監督署長)
- 7 申 込 方 法 下記申込用紙をコピーして必要事項を記入し、FAXまたは郵便でお申込みください。
- 8 申 込 先 公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 担当 労働福祉部 宛
〒231-8443 横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル3階
TEL 045-662-5965
FAX 045-201-7122

(ファックス用申込書) このまま送信してください。

(公社) 神奈川労務安全衛生協会 担当 労働福祉部 宛 FAX 045-201-7122

氏 名		セミナー参加希望日 (○で囲む)
事業場・所属・職名		1月30日(水) 2月22日(金)
事業場の所在地・電話	〒	TEL ()

◎ 受講票等の発行はいたしませんので、当日この申込用紙をご持参ください。
※ ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。